

佐渡市自然保護巡視員が活動しています

市では、佐渡の優れた自然を保護し、自然保護意識の普及を図るため、佐渡市自然保護巡視員を委嘱しました。巡視員は、希少植物の保護や自然観察のマナー向上を図るため、ボランティアでの巡視を行います。美しい佐渡の自然をいつまでも残すため、皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 市役所環境対策課 ☎63-3113



巡視員研修会(5月27日)

【佐渡市自然保護巡視員の皆さん】 (敬称略、順不同)

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所			
塚本理一郎	両津	坂本辰巳	相川	重政治巳	相川	藤井與嗣明	金井			
塚本八重子		本田喜一		佐和田	須田秀昭	新穂	西川祐一	畑野		
伊豆野純也		山口紀幸			松下光		計良末男			
齋藤浩二		地多正光			金子邦朗		池田芳男			
神藏和夫		石塚順一			安藤卓也		城野忠彌			
三浦正道		濱田正敏			菊地重行		橋本常男			
渡邊忠志		川口正夫			石塚孝之		計良武彦			
北村佐市		川嶋一二三			金井		小島昭芳		真野	
余田隆邑		中間栄司					坂田金正		高津啓介	小木
萩野正作		井上幸夫					赤塚藤之		橋本弘	羽茂
中川進	相川	石塚僚一								



狂犬病予防注射(集合注射)を受けられなかった方は、動物病院等で注射を受けてください。

狂犬病予防法により生後91日以上飼育された犬には、『犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射』が義務付けられています。

飼い主としてのルールを守りましょう!!

お問い合わせ
市役所環境対策課(環境対策係)
☎63-3113

ペットの遺骸をそのまま放置すると、周囲への迷惑となります。ペットが亡くなった場合は、周辺環境に配慮し、遺骸を適正に処置しましょう。

ペットの遺骸も大切に扱きましょう。

犬の放し飼いは、周辺の方々に恐怖心や不安感を与え、危害を加える可能性があります。飼い犬には、必ず引き綱をつけてください。

犬の放し飼いは、『新潟県動物愛護及び管理に関する条例』で禁止されています。

犬のふんが放置された場所周辺を利用する多くの方々が迷惑します。飼い犬を散歩させるときは、ふんを回収するための用具を携帯し、ふんを放置せず持ち帰ってください。



飼い犬のふんの放置行為は、『佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例』で禁止されています。